

平成 29 年 12 月 1 日（金）

被爆者健康診断業務の契約違反及び検診結果の受診者への未送付について

このたび、大阪府（以下「府」という。）から大阪急性期・総合医療センター（以下「当センター」という。）が受託している原子爆弾被爆者の健康診断において、平成28年度の被爆者ががん検診（以下「がん検診」という。）の検診結果並びに、被爆者健康診断にかかる精密検査（以下「精密検査」という。）の検査結果が11名中10名に未送付であったという事案が発生しました。

受診者の方々に検診結果をお渡しすることが大幅に遅れてしまい、ご心配とご迷惑をおかけしたことをお詫びいたしますとともに、今後、再発防止に努めてまいります。

1 事案の概要

[契約違反]

当センターが府より委託され実施している、がん検診及び精密検査については、検診実施後に当センターから直接受診者に検診結果を送付することとなっています。

しかしながら、府との契約に再委託禁止条項があるにもかかわらず、府と協議せずに本業務にかかる、受診者への検診結果の送付等の事務について、医事業務を委託している委託業者に任せていました。

[検診結果未送付]

今般、平成28年度の検診結果について、府に対し「受診者に送付済み」との報告をしていましたが、実際は送付しておらず、委託業者担当者（以下「担当者」という。）が所持していた事実が判明したため、検診結果の送付が遅延した受診者（がん検診8名、精密検査2名）に経緯を説明したうえで、検診結果をお伝えし謝罪いたしました。

2 事案発生の経緯

| | |
|------------------|---|
| 平成28年 9月 1日 | 当センターにおいて精密検査を実施（2名） |
| 9月 6日 ～10月13日 | 当センターにおいてがん検診を実施（9名） |
| 12月 | がん検診受診者 1名が当センターに検診結果を受け取りに来院 |
| 平成29年 5月19日 | 担当者が、府からがん検診受診者への検診結果送付の有無について確認され、「3月末までに送付済」と回答 |
| 9月28日 | がん検診結果について、3名の受診者に検診結果が届いていないとの連絡が府にあったため、至急送付確認を行うよう、府から指示があり、担当者が「送付したはずだが、再度確認する」と回答 |

| | |
|-------------------|---|
| 10月 4日 | がん検診結果について、当センターに直接取りに来られた1名を除く8名に検診結果が届いていないため、検診結果送付の確認をするよう、府から担当者が指示を受ける |
| 10月18日 | 府より、当センター職員に、がん検診結果未送付の疑義について、大至急調査するよう指示を受ける 担当者の聞き取り調査と並行して、当センター内を調査した結果、8名のがん検診結果受診者用原本が見つかり、担当者の一連の経緯について、虚偽報告が発覚 また、同時に受診者9名中3名は要精密検査であることを確認 |
| 10月19日 | 府に対し、がん検診結果受診者用原本が見つかり、担当者の一連の経緯について、虚偽報告であった旨を報告 府より、当センター職員に、がん検診受診者8名に対する謝罪と検診結果の手交を緊急に実施するよう指示を受ける また、府より別途に依頼があった精密検査についても、当センター内を調査した結果、2名の精密検査結果受診者用原本が見つかり、未送付であったことを確認 |
| 10月20日 | 府に対し、精密検査受診者2名の検診結果も未送付であった旨を報告 府より、当センター職員に、精密検査受診者2名に対しても、謝罪と検診結果の手交を緊急に実施するよう指示を受ける 併せて、今回の原因究明と今後の再発防止策の検討を至急行うよう指示を受ける |
| 10月19日 ～11月13日 | 検診結果の未送付の受診者10名に、検診及び検査結果の送付が遅れたことの説明と謝罪を行い、検診及び検査結果については、希望に応じ、訪問、郵送、次回来院時といった方法で全員に届けた |

3 がん検診並びに精密検査受診者への対応

[がん検診受診者]

9名中6名（検診結果を直接お渡しした1名を含む）については、精密検査を必要とする状態ではなかった。

精密検査が必要であった3名への対応は以下のとおり。

| | |
|-----|--|
| A 氏 | 平成29年10月25日当センターにおいて精密検査を受診し、昨年のがん検診受診時の要精密検査箇所については異常なし。新たに、経過観察を要する部位があったため、1カ月後の11月29日に経過観察のCT検査を受診した結果、問題はなかった。 |
| B 氏 | 平成29年10月31日当センターにおいて精密検査を受診した結果、問題はなかった。 |
| C 氏 | 平成29年10月20日に要精密検査の項目について説明したところ、「要精密検査項目は以前からの持病であり、昨年のがん検診受診後もかかりつけ医で医療を受けており、当センターでの精密検査は不要」とのこと。 10月31日当センターからは、必要な検査項目を伝え、かかりつけ医にて対応の出来ない検査などがあれば、いつでも相談を受ける旨を申し出た。 |

[精密検査受診者]

2名とも精密検査結果の判定により当センター内の診療科での外来受診を受けており、精密検査後のフォローは出来ていた。

4 今回の原因

府との契約に再委託禁止条項があるにもかかわらず、府と協議せずに本業務にかかる日程調整や検診結果送付などの事務を、当センターの医事業務の委託業者職員にすべて任せており、当センター職員による業務の進捗管理ができていなかった。

5 再発防止策

委託業者に任せていた本業務を、府との契約どおり当センター職員により行うよう改めました。

当センター職員においてダブルチェック体制を整え、業務の進捗状況を次のとおり確認することにより再発を防止します。

- ① 府からの検診依頼は、当センター職員が受け取り上司に報告し、両方で内容を確認する。
- ② 検診日程の調整完了、検診の終了、検診結果の作成の各段階で、当センター職員は上司に報告し、上司が業務の進捗状況の確認を行う。
- ③ 受診者への検診結果の郵送にあたっては、発送台帳を作成する等、当センター職員の適切な業務遂行を上司が確認できる体制を確立する。

このような事態を招いてしまい、受診者の方々にご心配とご迷惑をおかけしたことを深くお詫びいたします。

また、受託先の府に対しましても、多大なご迷惑をおかけしたことを謝罪いたします。

今後は、当センターとして本事業に係る事務作業の厳重な管理を徹底し、再発防止に万全を期してまいります。

- 本件につきましては、大阪府庁でもホームページにてご報告とお詫びを掲載しています。

関連ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/hodo/index.php?site=fumin&pageId=29433>

| |
|---|
| 問い合わせ先 事務局 魚田・尾関 電話番号：06-6692-1201（内線 2181） |
|---|